

草の根サステイナビリティの論理とその条件 —滋賀県粉せっけん運動に着目して—

Grassroots innovations for sustainability : The case of the Soap Movement in Shiga Prefecture

大 門 信 也
Shinya Daimon

Abstract

The concept of sustainability has come to permeate discussions in global politics today, among which one prevailing narrative is intergeneration fairness. On the other hand, the term also tends to provoke criticism from the grassroots community as it seems to have been used to justify control over the present generation. Therefore, in this paper, I intend to find evidence for grassroots innovations for sustainability by focusing on the case of Soap Movement in Shiga Prefecture. The movement was based on the experience of labor unions confronting capitalism, and was also closely related to a political measure to create progressive local governments. Thus, rather than a single proposal for consumer goods with a lower environmental impact, it was an initiative rooted in a fundamental material cycle. Active grassroots movements as such have been sustained by the attitude of taking responsibility, resistance to passive injustice, and incorporating different voices. To prevent the concept of sustainability turning into a hollow concept, or mere rhetoric to dominate the present generation, attention is required to examine similar cases of grassroots innovation for sustainability and such emerging notions as “passive injustice” and “multiple viewpoints.”

Keywords: “Multiple Viewpoints”, Passive Injustice, Responsibility

要 旨

サステイナビリティ概念は、現在と未来との世代間公正を実現する観点から、今日グローバルな政治を動かすまでの支配力をもった言葉となっている。他方でこの言葉は、現在世代への支配を正当化する概念にもなるため、草の根からの批判を呼び起こす可能性も有している。そこで本稿では、草の根から進められるサステイナビリティの可能性を見出すために、滋賀県の「粉せっけん」推進運動の経緯を辿った。同運動は、資本と対峙する労働組合の経験に原点があり、革新自治体をつくる政治的取り組みとも関連が深い。単に環境負荷の少ない消費財を提案するものではなく、より根本的な物質循環に根ざす取り組みであった。こうしたダイナミックな運動は、責任を引き受け、受動的不正義を克服し、そして異を唱える他者の声を受け入れ

る姿勢に支えられてきた。サステナビリティ概念が、ただ未来世代を掛け金として現在世代を支配するだけの空虚な概念とならないためには、「受動的不正義」や「複眼」など、草の根から立ち上がってきたこれらの契機に着目する必要がある。

キーワード：複眼、受動的不正義、責任

1 問題の所在——サステナビリティ概念の脆弱性

1.1 上からのサステナビリティ？

サステナビリティは、世代間公正を実現すべし、という規範的命題を含む規範概念である。それは、ブルントラント委員会による「持続可能な発展」概念を嚆矢として、近年のパリ協定や国連SDGsへといたるまで、国家をこえたグローバルな共通の価値として提示され続けており、すでに政治的正当性を与えられた言葉になっている。またこの言葉は、H. ヨナスの形而上学的な規範的命題——「汝の行為のもたらす因果的結果が、地球上で真に人間の名に値する生命が永続することと折り合うように、行為せよ」(Jonas 1979=2010: 22)——によって、倫理的にも根拠づけられている。

一方で、サステナビリティ概念は、現在世代が未来世代への責任を負おうべしとし、現在世代への「がまん」を引き出すことを通じて、現在に生きる人びとの支配を正当化する力にもなる。それは現在世代内の不公正から目を背ける思想として、草の根からの批判を呼び起こす可能性を有している。例えばイギリスのEU離脱を支持する国民投票が、単に排外主義によるものではなくEUの緊縮政策への労働者たちからの問題提起でもあったことは、そのひとつの表れといえよう。EU離脱をめぐる国民投票は、直接的には移民という他者への対応を焦点としたが、論理構造的にそれは、未来世代という他者への責任倫理の問題とも重なっている。

つまり、このサステナビリティ概念には、未来世代を掛け金として現在世代を支配するだけの空虚な統治概念という側面がつきまとっている。草の根の社会的実践を内発的に支える論理としてみた場合、その側面はある種の危険性でもあり、また脆弱性でもある。したがってサステナビリティ概念は、常に私たちの足元にある経験や記憶から不断に立ち上げられ、鍛え上げられ続けなければならない。

1.2 草の根からサステナビリティを鍛え上げる

そこで本稿では、人びとの具体的な体験やその記憶を手掛かりとして、現在世代が未来世代への責任を負っていこうとするサステナビリティのための実践が、草の根から展開していく可能性を示す。つまり本稿は、過去とのつながりに準拠して、未来とのつながりを展望する規範概念としてのサステナビリティの鍛え上げをめざす試みである。

取り上げるのは滋賀県の粉せっけん運動である。よく知られるように、滋賀県では1970年代に合成洗剤から石けんに切り替える石けん運動が消費者としての主婦を中心に展開した。その後、琵琶湖での赤潮の大発生を契機とする、県民運動としての石けん使用率の大幅な高まりとともに、リンの使用を禁止する条例の制定へとつながった。しかし、無リン合成洗剤の販売などから、石けん使用率は低下、運動も沈静化していったといわれる。後述するように、しばしば社会学において、この帰結は「県民運動」という上からの運動の持つ問題として捉えられてきた。

ただし、滋賀県の環境問題への取り組みは、消費者運動、主婦たちの運動と県民運動化との関係のみで捉えられるものではない。1950年代の終わりから工業化が進むなかで活性化してきた、労働者たちの社会運動としての側面を有していた点を見逃してはいけない。不断に合理化を強いる資本側と対峙し、社会的連帯の立場から社会変革を実現していこうという運動は、従来の労働運動をこえ、公害被害者との連帯を模索する試みを並走させながら、1980年代の石けん運動の停滞後も、多声性やダイナミズムを維持し、菜の花プロジェクトなどあらたな運動の礎となっていく。本稿でとりあげるのは、廃食油を原材料とする粉せっけんの推進運動を軸とした、労働者たちの社会運動の展開である。

政治哲学者のJ. シュクラールは、著書 *The Faces of Injustice* (Shklar 1990) のなかで、「不正義」という言葉には、「正義が実現されていない」という以上の、固有の意味があることを明らかにしている。不正義の真の姿とは、周囲の人びとが被る残酷な現実を見て見ぬふりをする「受動的不正義」であるとシュクラールは主張する。またシュクラールは、論文「恐怖のリベラリズム」(Shklar 1989=2001) において、他者への寛容という思想は、決して未来への希望によって生まれたのではなく、過去の忌まわしい恐怖や残酷さへの記憶から立ち上がる思想であると述べた。上に述べた労働者たちの粉せっけん運動は、まさにシュクラールが想定する「受動的不正義」を回避しようとする行為であり、避けるべき過去の体験をもとにサステナブルな社会、あるいは未来世代へとひらかれた寛容な社会を実現しようという行為といえる。それは過去の体験やその記憶から立ち上がる社会的な責任倫理の在処をさし示しているように思われる。

では、滋賀県の粉せっけん運動は、草の根から立ち上がるサステナビリティの可能性をどのように教えてくれるだろうか。以下、現地調査の成果にもとづいて明らかにしていく¹⁾。

2 労働者たちの環境運動——滋賀県石けん運動再考

2.1 石けん運動は停滞するのみであったのか？

滋賀県の石けん運動は、1970年頃散発的にはじまり、70年代中盤より徐々に組織化・連帯の構築が進み、1977年5月の赤潮の大発生を契機として、県の連絡会議を組織的な要とする県民運動化が進んだ。これにより石けん使用率が上昇し、かねてより使用率の高まりを条件としていた合成洗剤規制の条例が制定された。しかし、脇田健一によれば、県民運動への展開は、「内的必然性を伴ったポジティブな実践」であったはずの主婦たちの運動のミッション化・エージェント化を促したという(脇田 2001: 199-200)。条例制定の直後にその組織的特徴を調査分析した町村敬志も、粉せっけん推進運動には「行政機関の利害に基づく「正当性の調達」という色彩」が「非常に濃い」と結論づけている(町村 1982: 54)。脇田は県民運動の「アイロニカル」(脇田 2001: 200)な帰結をふまえ、「何が問題であるのか」「何をすればよいのか」にまつわる多様な状況定義を多様なままに維持して解決努力を豊富化することこそが、不可視化する現代の環境問題に対応する道だと述べている(脇田 2001: 201-202)。

一方で、この運動には1990年代以降も草の根の立場を維持しながらダイナミックに展開していった側面もある。環境生協の設立や菜の花プロジェクトといった取り組みは、「停滞」を乗り越えて、現在も着想豊かに新しい環境への取り組みを更新し続けている。赤潮発生から40周年を迎えた2017年に、あらたな石けん運動の再始動を試み、キャンペーンを推進したのも、NPO法人「碧いびわ湖」や「愛のまちエコ倶楽部」など、環境生協や菜の花プロジェクトの系譜にありつつ、新しい世代によって担われている組織である(大門 2018)。このような系譜をたどると、県民運動である以前に草の根運動としての粉せっけん運動の存在、そしてそこから過去・未来へと伸びるひと筋の歴史的脈絡が浮かび上がってくる。

2.2 滋賀県にはチッソがあった——守山争議²⁾

水俣病事件史のなかで、滋賀県守山市にチッソの子会社「日窒アセテート株式会社」（以下、守山工場）が存在していたことは、あまり語られることはない。前述した粉せっけん運動の歴史的系譜は、1956年から旭化成に完全譲渡される1973年まで存在していたこの守山工場の労働組合「日窒アセテート守山工場労働組合」（以下、守山組合）の歩みが端緒となっている。

守山工場では、1960年から1961年にかけて設立以来はじめての本格的な労働争議がおきる。直接的な契機は、1960年末の水俣労組との連合会の結成と合成化学産業労働組合連合会（以下、合化労連）への加盟にあった。社員・工員の区別にくわえて水俣出身者との賃金格差をかかえた差別的待遇の是正を求めていた守山労組に対し、会社側は1962年12月、日窒アセテート従業員組合（以下、第2組合とし従来の組合を第1組合）を結成する。そして、4つの条件——化繊なみの労働条件、労使協調路線、新日窒から独立した事業所として扱う、連合会への委任交渉を認めない——を両組合に提示、第2組合はこれを承諾する。これに対して第1組合は、翌年1月に野洲の地区労で日窒連合会などと共闘会議を結成、会社側の要求に対抗した。

1月以降、地労委のあっせんが不調に終わり、反復ストの実施、会社側のロックアウト通告といった闘争を経て、1961年6月4日、守山第1組合が地労委のあっせんを受諾し、闘争は終結する。地労委は4条件を認めなかったものの、組合の分裂・分断状況は続くこととなった。岡本達明が聞き取った組合長武富寛幸の回顧によれば、組合の勢力は、6月の終結時点で、第1組合が530名、第2組合が430名、とくに第1組合には女子が248名いた。岡本は女子寮300名のうち8割が残ったことを勝因として分析している（岡本2015: 325）。しかしその後、守山第1組合は組合員の流出を止められず、少数組合への道をたどることになる。

2.3 守山労組と水俣労組——安賃闘争の経験から³⁾

1年後、守山の若者たちは、自らの経験が「前哨戦」であったことを知る。1962年の春闘において水俣の労組は、ゼロ回答の会社に対し、合化労連の統一方針に従い計画的なストを打ち続けた。これに対して会社側は4月17日、スト権の放棄と引き換えに4年分の賃上げを約束する「安定賃金」を提案する。水俣労組は「毒まんじゅう」として拒否、いわゆる「安賃闘争」がはじまる。同年5月には合化労連が安賃粉砕闘争を決定、強固な共闘体制を確立する。6月に中労委あっせんが不調に終わると、会社側は7月、ロックアウトを通告し第2組合を結成する。これより合化労連の全力をかけたカンパやオルグ団の投入が開始、争議は激しくまた長期戦となった。

1963年1月5日、熊本県地労委のあっせん案に対して、合化労連が第27回臨時大会にて闘争終結を決定する。同月21日には会社があっせん案受諾を地労委に回答する。労使双方に厳しいあっせん案となったが、水俣労組もこれを受け入れ、同月22日ストを解除した。その後、水俣工場第1組合は、分割就労や雑役等の圧迫、度重なる希望退職の募集、そして別会社への配置換えなど、差別的処遇をめぐる闘いの日々を送ることとなる。こうした切り崩しにもかかわらず、地域に基盤をもち熟練工を多く擁する水俣第1組合は、組合員数を長く維持し続けた⁴⁾。

この安賃闘争のさなか、若い守山第1組合の組合員は、たびたびオルグ団を結成し水俣を訪れている。例えば、1962年5月26日付の「さいれん」に掲載された守山組合からの便りでは、「斗いを支援してもらった先輩(?)組合として一守山組合からの便り——」という見出しで、「会社のエゲツないやり方に対して、敢然と斗っている組合と組合員なのだという自信と誇りをもってガンバつていかれることを心から願っています」と「激励」している。他方で、水俣の組合員が逆オルグで守山を訪れることもあった。安賃闘争のさなかに守山工場に訪れた水俣第1組合員の述懐によれば、

若い守山第1組合員たちは、逆オルグ団の年齢の高さに驚き、水俣では年輩の労働者も第1組合にとどまっていることを知り、その基盤の強さを羨ましがったという（小森 1973: 227）。合化労連との対決姿勢を強める会社側に対し、若き守山と熟練の水俣、双方の第1組合の労働者たちは、お互いの境遇の違いを理解しながら、連帯意識を強めていった。

なかでも守山第1労組の幹部にとって、安賃闘争は忘れがたい体験となった。ロックアウトと組合分裂によって大争議へと発展するなか、守山第1組合の書記長、細谷卓爾は、委員長の武富とともに、水俣に長期にわたり滞在し、合化労連書記長の西野六郎と寝食をともにした⁵⁾。東大経済学部出身の学卒でありながら、守山争議を経てすでに若い守山第1組合をリードする存在となっていた細谷だが、この時の体験こそがその後の活動の精神的な足場となったという。

この期間私は、武富委員長と二人で長期の出張をしましたし、この時に、合化労連の書記長と一緒に生活をしましたが、この時に過ぎた事が、僕の一生を左右することになりました。労働組合の本当の価値を見つけ、会社と縁を切るきっかけになりました（細谷 2017: 86）。

以後、細谷は徹底して資本の側と一線を引いた運動を展開し、協同社会実現の道を歩んでいく。具体的には、総評滋賀地評事務局長、生協理事長などを務めながら、滋賀県の環境行政の礎を築いた武村県政の誕生や、粉せっけん運動をけん引していった。

では本節の最後に、武村県政の誕生と労働組合との関係についてみていこう。

2.4 革新自治体の季節と労働4団体⁶⁾

1970年代、滋賀県では革新自治体の波が押し寄せた。1972年9月の山田耕三郎が大津市長選で当選し、1974年11月には八日市市長であった

武村正義が滋賀県知事選で当選する。また武村の後任として、1974年12月に山本正次郎が八日市市長に当選し、77年1月に春日昂郎が草津市長に当選している。1980年、第2期の山田耕三郎市長は、6月の第12回参議院議員通常選挙に出馬し、無所属で当選する。当時、滋賀の状況を政治社会学的に分析した大橋松行は、「これらはすべて労四共闘が先行して統一候補を擁立し、政党がそのミコシに乗るという独自の選挙共闘方式をとっている」のであり、「その中で特に労働四団体主導による全野党共闘が〈滋賀方式〉と呼ばれてきた」という（大橋 1981: 142）。革新系政党の勢力が弱いなか、労働組合が前面に立って選挙を戦ったのである。

労働4団体とは、日本労働組合総評議会滋賀地方評議会（総評）、全日本労働総同盟滋賀地方同盟（同盟）、滋賀地方中立労働組合協議会（中立）、全国産別労働組合連合滋賀地方協議会（新産別）の、4つの労働団体を示す。いずれもナショナルセンターを構成する団体の地方下部組織であるが、大橋のいう「滋賀方式」においては、相互のヨコ関係を充実させ、そのことで野党共闘による選挙戦を成功させてきた経緯がある。その中心にいたのは、守山第1組合の専従を離れ、滋賀地評の事務局長に就任していた細谷であった。細谷によれば、当時の労働者・革新勢力は、中央レベルでも総評・同盟・中立・新産別の4団体に「分裂」しており、そのいずれにも属していない労組も多かったという。それは滋賀県でも同様で、細谷は「総評加盟の組合幹部と、同盟加盟の組合幹部とが、話し合うことすら、はばかれるというような状況にあったといっても言いすぎではなかった」⁷⁾と述べる。この「不自然」で「極端」な分裂状況をのりこえて野党共闘体制を確立するために、細谷が取り組んだのは、「ポスト争いの解消」と「福祉を軸にした連帯」の2つである。

当時滋賀県の地方労働委員会は、労、使そして中立の立場よりなる15人の委員のうち、労組には5つのポストがあった。そして5つのポストをめぐり、「総評3:同盟2」か「総評2:同盟3」かで、

両者が競り合う状況にあった。細谷は、そのポスト争いの解消のために、事務局長就任後、まず自らが地労委の席につかないことを決める。そしてそのことを前提に、同盟にポストの定期的な交代を申し入れ、これを実現させる。また細谷は、イデオロギーや運動戦略の違いをこえて連帯を構築する共通点を探るなかから、「福祉」での連帯に取り組んだ。具体的には、1967年以降、滋賀県労働者福祉対策協議会（以下、労福協）を足場にして、次のように進められた。1968年には集会や会議に加え結婚式のような用途にも利用できる労働会館の建設、1969年には勤労者住宅生活協同組合を結成する。こうした新しい福祉活動が付け加わったことにより、沈滞していた労働金庫や共済生協にも活気が生まれたという。1972年には、労福協での議論を母体に湖南消費生活協同組合（以下、湖南生協）が結成されるが、この際細谷は、湖南生協の専務理事を同盟系の守山第2組合から迎えている。一連のとりくみは、福利の向上という顕在的な機能だけでなく、困難の乗り越えを通じた連帯感の形成という潜在的な機能も有していた。細谷は、「新しい福祉事業を作り上げていくには、さまざまな困難」があり、「資金の面、人材の面」、あるいは「行政当局との交渉」など、「数えきれないほどであった」と述べる。

このような困難をのり切っていくには、お互いに討論して決めたことは、責任を持って守り実行していくこと、自分の団体の利益を優先するのではなくて、他の労働団体の利害も十分に考慮しあうことなど、個人間の信頼関係を団体間の信頼関係に高めていくことが、絶対に必要であった。

そして、一つ一つの困難を、このようなやり方で克服していくことによって、共同行動による力の強さが認識でき、それとともに、労働団体相互間の協同関係ができていった。⁸⁾

このように福利の向上を目的とした一連の活動か

ら協同関係が生まれることで、滋賀県にも革新自治体の季節がやってくる。

周知のように、武村正義は石けん運動を県民運動として取り上げ行政的な支援を行うと同時に、合成洗剤におけるリンの使用を禁じる「富栄養化防止条例」を制定した。条例が合成界面活性剤の禁止でなかったことや、琵琶湖総合開発計画への対応などから、当時批判的な議論もあったが、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの設立や世界湖沼会議の開催など、武村は「環境」を前面に出した滋賀県政の礎を築いていく⁹⁾。そして、そのような政治状況とともに生まれたのが次節で説明する粉せっけん運動である。

3 粉せっけん運動にみるサステナビリティの論理

3.1 粉せっけん運動の概要

廃食油を原料とする粉せっけん運動は、生産をマルダイ石鹸本舗、廃油の回収を「琵琶湖を汚さない消費者の会」（以下、消費者の会）、販売を湖南生協などがそれぞれ担った、滋賀県の石けん運動のひとつである。現在でもマルダイ石鹸本舗が生産を続けており、廃食油の回収は、湖南生協を引き継ぐ碧いびわ湖が主に担っている。

推進の軸となった湖南生協は、労福協を母体として、労働者たちの働きかけにより1972年に設立された。理事長は滋賀地評事務局長として生協設立を推進した細谷である。滋賀県内では、この時期、合成洗剤追放運動が総評主婦の会や地婦連などによって推進されていたが、湖南生協では十分な対応ができていなかった（細谷 1981a; 湖南生協 10年史編集委員会編 1982: 60-61）。1977年1月に、マルダイ石鹸本舗の創設者が、湖南生協を訪れ、廃食油を使った粉せっけんの技術を売り込みにきた。そこで細谷は、これを湖南生協でも本格的に取り組むことを決意する（奥野 1992: 36-37）。以降、組合員によるマルダイせっけんの使用テスト、廃食油処理に関する組合員へのアンケートの実施などを経て、5月の総代会で「廃食

油を回収し、粉石けんを作り、合成洗剤を追放する」方針を決議、6月から正式に廃食油回収と粉せっけんの共同購入に乗り出した。他方、1978年5月、大津市の瀬田に粉せっけん工場が建設され、生産拠点が確立する。当初、屋外でふきさらしの状態で稼働していた炊き込み釜も、1979年8月末には建屋が設置され、屋内での作業ができるようになった（石井 1981: 54-55）。

廃食油回収は、消費者の会の各地域の支部が行った。同会は、湖南生協がもつ労働組合や地域団体のネットワーク等を通じて1978年6月5日に発足した。加盟団体は滋賀県下の単位婦人会、生活生協（湖南生協含む）、労働組合等であり、総勢6,000名、これに個人会員600名が加わり発足した。代表世話人は湖南生協理事長の細谷と粉せっけん推進を彦根市で進めていた婦人会の代表が務め、事務局長は大日本スクリーンの労働組合書記長を務めていた石井智幸が就任した。消費者の会の事務所は、事務局長の所属する彦根市の大日本スクリーン労働組合内におかれていた（石井 1981: 79）。

3.2 粉せっけん推進運動の論理——水の力と植物性油脂の発見

では、廃食油を使った粉せっけんには、どのような技術的利点があるのであろうか。その推進の根拠、論理はいかなるものであろうか。1981年に細谷によって執筆された「草の根運動の論理——作られた常識への挑戦」は、草の根から立ち上がるサステナビリティの可能性を、資本との対峙の中から明瞭につかみ出している。以下、その論理展開を追うことで、その意義を明らかにしよう。

まず論文の冒頭、「水の力」と題された節で大変印象的な対比がなされる。

日本の水は、軟水である。軟水は、汚れを落とす力を非常に強くもっている。ヨーロッパ・アメリカは硬水で、CaやMgなどいろいろな鉱物が水の中に溶けこんでいて、水の

汚れを落とす力が非常に弱い。軟水と硬水とは同じ水のように表面は見えながらも、汚れを落とす力が決定的に異なっている。という点が、合成洗剤を追放することを考える時、きわめて重要なことになっている。

洗濯の仕方の違いは、この水の質の差から生じている。硬水地域の洗濯は、湯を使い、たたき洗いをする。軟水地域では、水を使ってもみ洗いで十分である。この違いは、洗濯機の構造にまで引き継がれている。欧米のものは、熱湯を使う回転ドラム式である。日本のは、水を利用した渦巻式である。昔話では、おじさんが山へ柴刈りに行っている間に、おばあさんは川で洗濯をしていることになっている。井戸端会議も、井戸水で洗濯するから、開催できるのである。ところがゾラの「居酒屋」で描かれるバリの下町の洗濯場は、蒸気機関が小止みなしに活動をつづけ、あちこちに湯けむりが立ち上っているようなところである。したがって、日本では、欧米とは別に、軟水というもの、われわれが日頃使っている水の特質を生かした生活の仕方が必要になってくる。（細谷 1981b: 80）

日欧双方の「物語」が描く洗濯風景の違いは、生活の基底となる自然環境の違いによるものであり、そこから発生する「水の力」こそが、粉せっけん推進の論理の基底におかれる。軟水地域である日本においては、何よりもまずジャブジャブと水で洗う。水が主であり洗剤はあくまでも従である。それゆえにこそ、日本では「川へ洗濯に」行くのであり、戦後もドラム式の欧米に対して渦巻式が長年普及したのである。

こうした軟水地域においては、石けんは硬水地域に比べ溶けやすい。とりわけ温度が下がると固まるような動物性油脂や椰子油など一部の植物性油脂に対して、大豆油や米ぬか油など、柔らかい植物性油脂は、固まりにくく溶けやすい。一晩風呂場にでも置いて湯気に当てると、グニャグニャのゼラチン状に状態になってしまうほどである。

石けん業界では固形石けんの製法が確立されており、教科書も堅い石けんの製法のみしか言及していない。洗濯機が普及し粉せっけんを製造する際も、メーカーは堅く水に溶けにくい石けんを削るか粉碎するかしていた。そのため粉石けんは水に溶けにくいという評価が定着した。水の洗浄力を前提に、溶かして使うのならば、柔らかい油による溶けやすい粉せっけんこそ理に適っているのである。

前述の石井（1981）によれば、この堅い油脂と柔らかい油脂の違いへの理解は、石井が労働組合のついでに細谷とともに訊ねた石けんづくりの名人から得られたという。石井は、名人の話し聞いた際、「石けんと粉せっけんの違いをつくづく感じ、以後、私たちのつくっている粉せっけんのせっけんという字は平仮名であらわし、決して粉石鹼と漢字で書かないようにした」。なぜなら「牛脂とか硬化油で作った粉石鹼は動物油脂からできており、固形石鹼としては優れているが、水には溶けにくく洗たく機用には劣っており、洗たく用には、植物油脂を主原料とした粉せっけんではなくてはならないと感じとったから」である（石井1981: 59）。「せっけん」というひらがな表記には、軟水と柔らかい植物性油脂の組み合わせに、運動の正当性の根拠を指し示す重要な意味が込められているのである。

ではなぜ、日本で合成洗剤が導入され、河川の発砲問題などの環境汚染を引き起こすに至っているのか。なぜ、合成洗剤反対の問題的が必要となるまでに至ったのか。細谷（1981b）はさらに、石けんメーカーや工業会による合成洗剤推進のための「作られた常識」の解明に切り込んでいく。

3.3 「作られた常識」と工業会の論理

1955年の夏号として発行された『暮らしの手帖』33号は、「ジャブジャブ読本」と題した特集を掲載している。同特集は、日本石鹼工業会やメーカー各社の協力のもと、洗濯機を活用した洗濯の在り方を提示するものである。そこでは、「水も一種の石けんです」と水の洗浄力に着目したうえで、

さらにアメリカで中性洗剤が発達したことや、アメリカ製のスチームアイロンに必ず蒸留水を使えと指示してあるのもアメリカが硬水のためであることを指摘し、「日本の水は軟水」であるからそうした必要はないと結論している。風呂の残り湯などはより軟水になっているから洗濯に重宝するといった技を知恵としつつ、「石けんの方が中性洗剤よりよく落ちる」と、上述した粉せっけん推進の論理と同じ主張を展開していた。同特集で提案された洗濯の心得を丁寧に紹介したうえで、細谷は次のように評価する。

17ページにも及ぶこの特集は、今読み返しても、きわめて新鮮なものである。電気洗濯機が、テレビ、冷蔵庫と並んで三種の神器といわれている頃、日本の水の特質に合わせ、これまでの洗濯のやり方を分析して、秀れたところを取り入れて、新しい洗濯機械の使い方、科学的に確立していこうという、この研究は、まさに洗濯教科書といっていい。（細谷1981b: 82-83）

このように『暮らしの手帖』において、メーカーや工業会の協力で粉せっけんを支持する分析がなされていた点は興味深い。しかしそれにもかかわらず、その後、急速に合成洗剤が主流化していく。さらに興味深いのは、雪崩を打つようなメーカーによる合成洗剤の売り込み攻勢のなかで、粉せっけんを根本から支持した『暮らしの手帖』の姿勢も逆転してしまうことである。

1960年の55号では、「木綿用の合成洗剤を使ってみました」という特集で、各洗剤メーカーの合成洗剤と同一社の粉せっけんを比較し、合成洗剤に軍配を上げている。しかしそこで取り上げられるのは、55年の特集でみられた本来の洗浄力ではなく、粉石けんによる「黄ばみ」であった。そしてメーカーが洗浄力不足を補うために蛍光染料を使用し、テレビコマーシャルで強調するようになっていた「白さ」を評価対象とする。水の力を強調するどころか、水でジャブジャブ洗いすぎる

と染料が落ちてしまうので洗すぎないようにしようという提案すらしているのである。水が主であり石けん・洗剤は従であるという当初の見解から、石けん・洗剤が主で水が従に反転している。このような紙面の大転換を、細谷は「合成洗剤が、粉石けんより優秀であるという「常識」が蛍光染料を添加することで、作られていったことが、よくわかる」と分析、「このテストは何が何でも、合成洗剤が粉せっけんよりも優秀でなければならぬという大前提があって、どうしたらそこに結びつけられるか、というだけのものであった」と結論づける（細谷 1981b: 85-86）。

では、こうした『暮らしの手帖』の方針転換の背後に何があったのだろうか。細谷は業界誌『油脂』の記事を探索、分析し、石けん産業による合成洗剤推進の論理（とその破綻）を、(1) 原料調達の問題、(2) 衛生・文化の問題の2つの面から摘出する。以下、その摘出作業を追ってこう。

戦前、中国東北地方の大豆が日本の天然油脂の原料であった。戦中それが失われ、敗戦後、石けんの原料調達が困難になる。南氷洋への捕鯨事業が戦後すぐに再開されたのも、そうした理由がある。しかし、石けん産業が利用できる動植物性油脂は、年間10万トン程度が限界であり、電気洗濯機の普及につれて増大する粉石けんの需要には応えられなくなってしまう。従って、無尽蔵な石油を原料とする合成洗剤の開発が是非とも必要になる。これこそが「花王石鹼やライオン油脂が、合成洗剤の製造に踏み切るにあたって、通産省を説得した論理であった」（細谷 1981b: 83）。

しかしながら、1980年近くになると、工業会からも天然油脂が問題なく調達できるという見解が示される。細谷は、石鹼洗剤工業会・石鹼専門委員会の責任者でもあるミヨシ油脂専務の「原料はある」という発言を取り上げる。概略は次のとおりである。当時、日本全体の粉末状の洗剤生産量が60万トンであり、石鹼分が6割の36万トンであった。つまり36万トンの原料油脂が必要になる。例えば日本では魚油がとれており、安価で輸出されている。1976年は20万トンで79

年は15万トンであった。こうした余ってしょうがなく輸出に回されているものがある。さらに、マレーシアのパーム油の生産量が増えており、1980年で300万トンを超えると考えられる。石けんの原料となる脂肪酸は10万トンとれる。つまり、合成洗剤導入の論理であった天然油脂不足の問題は、解決されている、と。このような事実が業界に広く認識されていたのであれば、結局のところ石けん産業は、利益が出るからという理由だけで合成洗剤の優位性を示そうとしてきたにすぎない、ということになる。

さらに細谷は、衛生面での議論が合成洗剤推進の根拠となってきたことを指摘する。近代化以降、衛生面の向上こそ文明社会につながるという考えのもと、厚生省は欧米の石けん使用量の差を指標として使っていた。メーカーによる合成洗剤推進も、ここに正当化の根拠を見出している。つまり、欧米並みの洗剤使用量をめざすのは、日本社会の文明向上に資するという「使命感」に燃えているからだ、と。しかしこうした「使命感」は、市場拡大という利益追求と裏腹である。細谷は、1976年に行われた日本石鹼洗剤工業組合による欧米への視察旅行の報告を取り上げる。

この視察団の目的は、国民1人あたりの石けん洗剤使用量が、欧州の半分も満たない理由を探ることであった。欧州並みの需要量が実現すれば、市場は2倍となる。しかし視察の結果は、旅団を落胆されるものであった。旅団は、欧州諸国の洗剤使用量が1回あたりの使用量が日本よりはるかに多いことを発見する。旅団にとって、それはまことに羨ましいことであるのだが、そこに水質の違いが横たわっていることに気づく。団員自身、ホテルの洗面所におかれた石けんを使っても水に馴染まず泡がでにくいことを体感していた。文化程度の問題と言われた石けん洗剤使用量の違いが、実のところ自然環境に由来するものであり、そもそも日本の水が大量の石けん洗剤を必要としないことに気づいてしまうのである。以上の報告を引用した後、細谷は次のようにいう。

彼等の落胆ぶりが、手にとるようにわかる。日本の自然環境を全く無視して、合成洗剤を大規模に生産し、消費者に、文化のパロメーターとして、押しつけて来た彼等の基本戦略は、ここで崩壊するのである。(細谷 1981b: 88)

洗浄力も弱く、自然的合理性に劣り、原料調達の間からも、文化論の観点からも正当化しえない合成洗剤推進の根拠とは、つまるところ生産者の利益のみしかない。かくして細谷は、その論理破綻を宣告する。

合成洗剤は当初、無リンで出発したが、粉せっけんと比較で、汚れ落ちが悪いということは、先きにも触れた通りである。粉せっけんでも十分間に合うのに、何故、汚れ落ちの悪い合成洗剤を、蛍光染料を利用して白く染めてまで、使わなければならないのか。その、存在理由がないからである。無リンの製造販売もやめれば、メーカーは倒産するから、それ程悪いものでなければ、我慢して使ってくれ、という以外に、主張の根拠はない。(細谷 1981b: 92)

3.4 草の根サステナビリティ運動の論理へ

以上の分析をふまえて細谷が提示するのが、粉せっけん推進を軸とした草の根運動の論理である。石けん製造は、堅い油脂による固形石けんを前提とした、生産者の立場から進められてきた。それは合成洗剤推進の論理へと続く道でもあった。廃食油を利用した粉せっけんなどは、生産者にとっては付加価値が低く、kgあたりの単価も安い。つまり利益がでない。だから「莫大な研究費をかけて付加価値の高い合成洗剤をつくってきたメーカーからみれば、馬鹿馬鹿しくてやってられない」(細谷 1981b: 92) ののである。このように資本の自己増殖過程において、一切の魅力を持たない粉せっけんであるが、それ故に、生活者の観点からは大きな魅力をもつ。

まず、生活者みずからが、廃食油の回収など、せっけんづくりの工程にかかわることで、科学的な理解を深めることができる点は、粉せっけんの魅力である。また、滋賀の石けん運動においては、石けんと合成洗剤の洗浄テストやそのデモンストレーションを重ねながら、粉せっけんを使いたすぎないようにしたり、水のすすぐ力を最大限に活用するといった「消費者の立場にたった洗濯科学の実践」(細谷 1981b: 91) が進められた。こうした蓄積をふまえ、滋賀県下の市町村の住民窓口では「粉せっけんのすすめ」というパンフレットが配布された。合成洗剤が生活に入り込むことで、水の働きはすっかり忘れられてしまった。しかし、粉せっけん推進運動は、洗濯方法の変革を促しながら、「水の働きをよみがえらせた」(細谷 1981b: 91)。しばしば石けん運動は、富栄養化防止条例を支えた運動だと評価されるが、細谷は「そのことよりもむしろ、滋賀県の一人一人の消費者の自立した運動のはじまりであることの方がより重要なことである」(細谷 1981b: 91) と強調する。

また粉せっけんは、資本にとって利益をもたらさない存在である。だから、大規模化やそれにとづく産地の遠隔地化といった経済手法はなじまない。だとすれば、「必要な粉せっけんをメーカーに頼らず自らの手で作り出す以外に方法はない」。そしてそれは、地域にねざしたサステナビリティの実現へとつながる。

いま、一世帯二カ月に 3kg 入り粉せっけんを、一袋使用するとする。一年で 18kg のものが必要になる。滋賀県は、約三〇万世帯であるから、大ざっぱにいった、四千百トンの粉せっけんを作り出せばよい。ところで、今、県内には、石けん工場は、廃油回収で作っているテスト・プラントのような工場が一ヶ所あるだけで、フルに稼働しても、せいぜい年間、三百トンも作れば上出来である。(細谷 1981b: 93)

こうした工場を各地、遠方ではなく地元につくり、

さらに身近な休耕田を利用すれば原料から自前で生産できる。今の言葉を使えば循環型あるいは地産地消型のシステムとなろう。

原料を自らの手で集め、自から製造し、それを利用しようという動きが、全国のあちこちに見られる。この萌芽が成長して、運動のある地元には、必ず石けん工場があるという状態になり、運動体が連合し、石けん工場が連合していった時、はじめて、日本の水に合わない合成洗剤に打ち克つことができるであろう。しかも、原料は裏作なり、減反の田畑なりから採れることになる。

三十年間かかって工業会が作り上げてきた合成洗剤の王国は、そう簡単に崩れるものではない。経済力も、政治力も、粉せっけん運動をはるかに上回っている。その意味からいえば、運動は、わずかに第一歩を踏み出したにすぎないと言えるだろう。しかし、これはまた、いかに強大な経済力や政治力を駆使しても、洗剤工業界が押しとどめることのできない、第一歩でもある。(細谷 1981b: 93)

細谷は、こうして粉せっけん運動の論理と戦略を示し、論考を閉じる。細谷はこの論文執筆後、彼の活動の原点でもある水俣でのせっけんプラントの建設に、水俣第1組合のメンバーとともに貢献している(奥野 1992: 223)。また、生活クラブ生協などとの協同組合石けん運動連合会やリサイクルせっけん協会など全国的な運動の展開へと歩を進めている。

残念ながら、21世紀の現在、「合成洗剤の王国」による支配はますます確立し、日本の水にあった渦巻式の洗濯機すら欧米風のドラム式にとってかわられつつある。しかしながら、こうした論理構築のなかに、「中間技術」や「地産地消」の発想が含まれており、実際、その後の「菜の花プロジェクト」への道筋がつけられていた点は注目されてよい。軟水と柔らかい植物性油脂の2点をもつ粉せっけんの論理のもつ展開力は、草の根から立ち

上がるサステナビリティの現代的可能性をいまなお有している。そして、こうした実践と論理構築の努力があったことを私たちは、記憶、想起し続ける必要があるだろう。

4 草根の根の論理を支える「複眼」

4.1 生協運動の総括としての「複眼」

では、こうした草の根のサステナビリティの実践と論理は、何によって支えられてきたのであろうか。本節では、それを生み出し支えた主体的背景を掘り下げる。

細谷はこれまでの生協運動の一旦の総括として、全国の生協組織とのネットワークを活用し、『Q——生活協同組合研究』を刊行した。同雑誌は、創刊号から8号、最後には1号と号数が減っていく形式をとるユニークな雑誌であり、各号で全国各地の生協が中心となって責任編集を行った。創刊号は「いいだしっぺ」である細谷が紙面をオルガナイズしている。多くの記事は座談会の記録をまとめたものであり、細谷が築いてきた多様な人脈が伺いしれる。このなかで細谷をはじめとする生協のリーダーたちは、協同社会を実現するためのキーワードとして「複眼」あるいは「複眼指向」という言葉を提示している。

ここで「複眼」とは、ある行為主体(個人や組織)が、自らに向けられた批判や否定的見解をいかに受け止めて、自らの目的意識に内在化した状態をさす。その例として、細谷は湖南生協の総代会があるとき紛糾したときのことを挙げている。このとき執行部への批判が徹底的になされたことで、はじめて自らが等閑視してきた視点の重要性を理解できたという。多数派工作を行い、安定した組織運営に走りがちな「男の論理」に対して、生協の女性たちが、異議申し立てはするが決して主流化をめざそうともせず、一方でいなくなってしまうわけでもなく、異議申し立てをし続ける様子を捉え、自らの組織運営に次のように反映させようとする。

〔生協で異議申し立てをする〕女の人たちに対し、それでは自分は協同社会というものを考えたとき、どういう論理でどう向いあわなければならないのか、と問うたときに、向こうの論理をこちらが受け入れてみようか、いままでは向こうの論理をこちらがいたおしてきたけれど、立ちどまって話をきいてみようか、と思ったのです。(折戸ほか 1987: 74-75 ※細谷発言部分、〔 〕内は筆者)

僕は生協運動に十五年間つかって来たなかで、自分自身が変化してきたと感じているわけです。労働組合のなかで生きてきたときと、論理も変わるしウチのカミさんに対する態度、子供に対する態度も変わるし、もちろん地域社会の人に対する態度も変わりますね。いま、生活協同組合は流通に異議申し立てをしたことをきっかけとして、実はいまの、男性が支配する社会構造の根底のところには意義申し立てをしている、そのことが僕を変えてきたわけです。私は、男性が女性化し、女性が男性化するようなものが協同社会であり、そういうものを目指すあり方を、組織運営論のなかにとり込んで、と仮説を立てたんです。(折戸 1987: 75 ※細谷発言部分)

つまり、異議申し立てを受け入れることで自らの視点が豊富化される。こうした契機のことを、細谷は「複眼」もしくは「複眼化」と表現しているのである。

さらに組織の複眼化について、細谷は「少数者」というキーワードを出して説明している。細谷らによれば、「組織というのは基本的に常に単眼指向」である。そして「複眼でみようとする人間は組織のなかでは常に少数」である。だから単眼に落ち着くことを避けるためには、「複眼化した少数者を否応なしに配置する、それを組織が意図的にやっていかななくてはいけない」(折戸 1987: 78-79 ※細谷発言部分)。少数者を、排除するのでも多数者に同化させるのでもなく、組織を複眼

化させながら受け入れていく。そうしたあらたな組織論、社会論を細谷らは「複眼」というキーワードによって捉えようとしたのである。

4.2 粉せっけん運動の複眼的ポジション

この複眼の発想は、石けん運動をめぐって湖南生協や労働4団体がおかれた状況にも、その萌芽を見出すことができる。

前述のように、湖南生協がマルダイ石鹸本舗や他の労働団体・市民組織とともに粉せっけん運動を組み立てていったのは1977年からであり、滋賀県下の石けん運動としては、その取り組みは決して早かったわけではない。取扱いを停止する5月まで合成洗剤を扱い続けている間、どのような洗剤を扱うかで意見対立があり、1976年には、理事1名と職員1名が別団体をつくるという状況まで生じたという(細谷 1981a: 7; 湖南生協10年史編集委員会編 1982: 60-61)。しかし、ただ合成洗剤を取扱い禁止にただけでは、まちなスーパーで合成洗剤を買い求める結果となるにすぎない。絶大な効果をもつ合成洗剤の宣伝の前で、合成洗剤でいいのではないかという組合員の声も一定数あった。したがって運動を展開するためには、「合成洗剤よりも、品質、価格の両面でたち打ち出来る粉せっけんをどのように作り出していくか、そしてテレビの宣伝力よりも強い力を、どこから生みだしていくのか」を考えなければならない(細谷 1981a: 7)。そのためには、石けん産業界や合成洗剤の安全性にお墨付きを与えている厚生省に唯一対抗できる、滋賀県の行政力を動員するしかない。そして、県民を巻き込んだ運動を起こして、県行政が乗ることのできる論理を見出す必要があると、細谷は考えた。

このような模索の結果としてたどり着いたのが、前節でみた廃食用油回収のシステムと、これを原料とするせっけんプラントを軸とした粉せっけん運動である。細谷はいう。

合成洗剤追放をめぐって、即時全面中止を主張する消費者と、合成洗剤でも良いではない

か、と考えている消費者とは、その内部矛盾を克服しながら、合成洗剤追放にむけて大きく動き出すには、これしかない、と考えた。生協の利害よりも、全体の利害を優先させること、せっかちな自己主張よりも、消費者全体が動き出せる論理を打ち立てること、このことを重視して、生産現場をもった。(細谷 1981a: 8-9)

つまり生協を去ってまで合成洗剤を扱い続けることに否を突きつける声を、生協の責任者として受け止め、その矛盾を克服しようと結果的に掘り当てたのが、これまでみてきた粉せっけん推進の実践と論理なのであった。4.1 でみた生協運動の総括として登場した「複眼」という発想の萌芽を、ここに見出すことができる。

ところで、労働 4 団体が支えた武村県政は、琵琶湖総合開発計画に対する不徹底な対応や、リンを規制対象とし界面活性剤を許したことについて、批判を受けることがあった。当時、開発一辺倒の行政権力に抗した住民運動や、これを追う住民運動論者にしてみれば、粉せっけん運動も、そうした批判すべき県政に近い立場に映ったであろう¹⁰⁾。しかし、3 で見てきたとおり、粉せっけん運動は、石けん産業の問題点をラディカルにあぶりだし、資本と徹底的に対峙するような姿勢を有していた。そのような立場からすれば、行政はむしろ自らが政治的につくりだすべきものであり、資本に対抗するために動員すべき資源であったと考えられる。

では、このような粉せっけん推進運動は、いかなる主体的条件によって支えられてきたのであろうか。この点を考えるために、本節の最後に、この運動が第 1 組合という出自を持つことの意味を確認しておこう。

4.3 責任主体として情況に対峙する

1968 年 8 月、水俣第 1 組合は「恥宣言」を行う。水俣病患者とともに戦いえなかった自らを恥じ、反省する、とするこの宣言は、1959 年末の

一時交渉で会社の側に立ち、会社前で座り込みを行う患者からテントを取り上げてしまうような恥ずべき行為をふりかえり、労働組合がはじめて公害被害者側との共闘を宣言した文章としてあまりに有名である。この 1959 年末の一時金交渉の際、守山工場の細谷も、水俣との連合が必要であるとの考えから、団交の打ち合わせの場に参加していた(奥野 1992: 220-221)。こうして労働者が会社から高い一時金を得ていた一方で、水俣病患者は悪名高い「見舞金契約」を会社と結ばされていた。水俣第 1 組合は、そのような苦い過去を想起し反省しながら、患者との共闘へと向かうのである。

さて、恥宣言を起草した岡本達明と、守山第 1 組合出身で当時滋賀地評事務局長であった細谷は、合化労連の月刊機関紙『合化』に論文を寄稿する。この論文で、著者らは「公害と闘わない労働者の問題点はいったいどこにあるのか」と問い、「労働者を内部から告発し、労働者が公害と闘うに至る道を追求する」として、次のように分析している。

一方の手で労働者の首を締め付けている資本の「不変資本充用上の節約」はもう一方の手で労働者の手に斧を持たせ住民を殺傷させている。労働者を生きた人間とみないで資本制生産の歯車としてみるならば、公害は資本家のせいと労働者のせいではないと言えるかもしれない。

しかし、労働者が生きた人間として自分をとらえればたちまち、住民に対して加害者となっている自分自身が浮かび上がってくるのである。

労働者は企業の従属物としての自己を独立した人間に変革することなしに自らを加害者としてとらえることは出来ず、逆にまた、加害者として自分をとらえることができない限り労働者は企業の従属物にすぎず、人間としての自己を解放することは出来ない。

労働者にとって公害と闘うことは資本から

の自己解放をめざして闘うことに他ならない。公害と闘わない労働者に対する非難は誠にもっともであるけれども、首をしめられ殺傷されつつある労働者の苦しみ、悲惨さを知らないものは真の告発者ではない。労働者の持っている重さが分からなくては、公害被害者の持っている重さもまた分かることはないであろう。(細谷・水沢 1970: 49)

ここでは第一に、資本から身を引きはがし自己を解放することと、加害者として自分を捉えることが、不可分の関係として捉えられている。もちろん、ここで「加害者として自分をとらえる」とは、労働者が企業(=資本)と立場を共にするということを意味しない。自ら一人の人間として責任を引き受ける主体的態度のことを表している。第二に、公害被害に対する労働者の責任を問うものもまた、責任を引き受け状況に対峙する覚悟を持たねばならないことを指摘している。そうでなければ「真の告発者」とはいえない。つまりここで述べられているのは、私たち一人ひとりの資本からの自己解放の必要性であり、それはつまり、責任主体として状況に対峙する覚悟をもつことである。

その後、粉せっけん推進運動を進めた細谷は、水俣でのせっけん工場が設立された際の祝いの席で、水俣病患者に「感謝しとるばい」と言われたときの感動が忘れられないという。

僕はチッソの労働者と言ってきたが、本当は幹部候補社員ですよね。チッソの幹部がおかした大きな過ちがあって、そのおかげで人生をズブズブにされた患者のひとりからそう言われたとき、なんていうのかなあ……、そのときはじめて加害者とか被害者という関係でなく、人間としての関係で水俣病患者の人たちとつきあえる自分になった、そんな思いでしたね。

元幹部候補社員で終わってよかったと思いました。

またこうした活動と並行して、細谷は三池炭じん爆発事件の患者家族訴訟にも関わり、1973年に発足した星野芳郎や原田正純らの三池CO研究会の事務局長を務めつつ、患者家族の支援を続けた。その際、家族訴訟を支援しなかった総評の事務局長を辞し、職場に復帰している。

以上をふまえれば、4.2で述べた粉せっけん運動の位置取りは、ただ行政と市民との橋渡し役であるとか、反対運動とは異なる穏健な中道の運動といったものではないことがわかる。それは、責任主体としての自覚を確固たる足場としており、そこから始めて切り開かれた地平を見すえているのである。他者の声を聴こうとする「複眼指向」は、この自らが責任主体であるという覚悟のうえに成り立っていると考えられる。

5 考察と結論——サステナビリティを複眼化する

5.1 人はいかにして責任主体となるのか

まずこれまでの議論を総括しておこう。本稿では、滋賀県の石けん運動のうち、粉せっけん推進運動が、軟水と植物性油脂という技術特性に基礎づけられた、きわめて展開力のある運動の論理を構築してきたことを明らかにした(3.1~3.4)。また、そうした運動が、労働運動、とりわけ第1組合という資本との過酷な対決の道を選んだ労働者たちの系譜にあり(2.2,2.3)、県政そのものをつくる政治的運動でもあったことを示した(2.4)。そしてこうした運動を成立させる主体の側の特徴は、責任主体としての自覚にもとづくものであった(4.3)。

この責任を引き受ける主体としての自覚は、ヨナスによる「人間だけに、責任を持つことができるというすぐれた特性がある」(Jonas 1979=2010: 174)という指摘を想起させる。またその責任主体としての自覚は、公害被害者という「窮状にあり危険にさらされている」(Jonas 1979=2010: 174)存在を対象化することによって強く促されている。これらのことから、本稿で

みてきた草の根のサステイナビリティの実践は、確かにヨナス的な責任倫理をその根底に宿しているといえるだろう。

しかしながらヨナスの「責任を持つことができる」という言葉は、「その責任を実際に果たすかどうかには、また、その責任を単に感じているかどうかにはさへ関わりなく」(Jonas 1979=2010: 174)、まさにただ「できる」ということを意味するに過ぎない。現実にある行為主体がいかにして責任を引き受けるかを、この責任の理論は問題にしていない。「持つことができる」というヨナスの洞察がより原理的な基礎づけに欠かせないことを支持するとしても、では、いつどのようなときに、私たち一人ひとりが責任を引き受ける主体になりうるのか。本稿で明らかにしてきた粉せっけん運動の歴史は、この問いに答えるためのヒントを与えてくれている。以下、この点をさらに掘り下げていこう。

5.2 受動的不正義の克服

ここで注目したいのは、不正義をめぐるシュクラー(1990)の議論である。シュクラーの不正義論は、何よりも不運 misfortune / 不正 injustice の区分が、決して与えられた自明のものではなく、主体による認識や主体間のせめぎあいとして立ち現れてくるものであることに着目する(Shklar 1990: 5)。2.2と2.3でみてきたように、チッソ守山工場第1組合の労働者たちは賃金・身分格差を単なる不運として嘆くのではなく、不正義として声をあげることを選んだ。そして水俣の労働者とともに資本と対峙してきた経験を原点としながら、粉せっけん推進運動という魅力的な実践を展開した。3.2と3.3で明らかのように、その実践と論理は、一見穏健な提案型の実践にみえて、実はかなり徹底した資本と対峙する姿勢に特徴づけられている。

またシュクラーは「受動的不正義」にも注意を促す。私たちは認知的な限界から、なにごと不運でなにごと不正義なのかを究極的に判断し断定することはできない。とくに受難者の苦しみには還元で

きない主観的要素が含まれる。だからこそ、普遍的な基準を持ち出すのではなく、被害を訴える声をまず聴きとらなければならない(Shklar 1990: 37, 81)。でも私たちはしばしば、そうした声をただの「不運」として見捨てることで、受動的な不正を働いてしまう(Shklar 1990: 45-46)。恥宣言やそれをもとに公害被害者に対する責任の主体たろうとした労働者たちの取り組みは、まさにそのような受動的不正義の克服であったといえる。細谷と岡本が使った加害者という表現を使うならば、「受動的加害」の克服と言い換えてもよいかもしれない。とりわけ本稿で追ってきた「元幹部候補社員」としての細谷の歩みは、労働者、公害被害者、あるいは女性といったような、理不尽で過酷な不正状況におかれた他者への責任を果たそうとする歩みであったのではないか。

前述したヨナスが問い残した問題、すなわち責任を引き受け、実際に責任を果たそうとする主体はいかにして可能か。粉せっけん運動の経験をふまえてこれに答えるとするれば、〈受動的不正義の克服〉を契機とすることで、人は責任主体になる、ということができるだろう。

5.3 複眼化されたサステイナビリティへ

本来、規範概念としてのサステイナビリティは、未来責任を私たちが果たしていくための道具にすぎない。その限りでこれからの社会の要になる概念のひとつであることは間違いない。しかしともすればそれは、現代世に「がまん」を強いるだけの主体と化し、私たちが客体化し道具化する危険性、いわば物象化の危険性をはらむ概念でもある。粉せっけん運動が、受動的不正義の克服を契機とした草の根からのサステイナビリティ運動でもあったことは、この問題を克服するための手掛かりを与えてくれる。またこの運動が、4.1や4.2でみたように、否を突き受けたり、異議を申し立てたりする声に直面し、これを引き受け、そのことで自らを他者にひらいていく歩みでもあったことは大変興味深い。細谷らはそのような姿勢を形成することを「複眼化」と呼び、協同社会実現の

ために必要だと考えた。この〈複眼的な協同社会の実現〉という価値目標は、よりよい形でのサステナビリティの実現へ向けた、重要な鍵になると筆者は考える。

以上、本稿では、滋賀県の粉せっけん推進運動を追って、草の根サステナビリティの可能性とその論理を探ってきた。また、こうした運動の記憶を掘り起こし想起し続ける作業の意義も、本稿によって明らかにすることができたと考える。サステナビリティ概念は、未来へのまなざしだけではなく過去へのまなざしとともにあることで、まさに「複眼化」され、より強固なものになると考えられる。そのような社会学的な取り組みを、今後も続けていく必要がある。

〔謝辞〕本研究を進めるにあたり細谷卓爾様には多大なるご協力をいただいた。法政大学大原社会問題研究所と所長の鈴木玲様にも資料収集にご協力いただくとともに労働運動に関する調査についてご助言をいただいた。また水俣の山下善寛様と熊本学園大学水俣学現地研究センターにも大変お世話になった。記して心より感謝申し上げる。

注

- 1) 本研究の基礎となるのは、筆者が初木優一郎とともに2017年10月からほぼ1回のペースで行っている細谷卓爾氏への聞き取り調査と、収集してきた関連資料である。筆者と初木は、2018年3月の段階で、筆者の担当するゼミの調査報告書にそれぞれの論考をまとめている(初木 2018; 大門 2018)。本稿はその後、2018年11月までの調査をふまえている。
- 2) 守山争議については、旭化成守山労働組合(2010)と岡本(2015: 319-325)が詳しく整理している。本項はこの2つの文献に依拠する。
- 3) 安賃闘争については、多くの文献があるが、ここでは岡本(2009; 2015)、新日本窒素労働組合(2010)そして花田ほか(2013)に依拠している。守山との関係に関して、とくに別の資料やデータを参照する場合はその都度示す。
- 4) この背景については、花田らチッソ労働運動史研究会が行った組合員出身者の座談会の記録が参考

になる(小形ほか 2011)。

- 5) 以下、2018年10月4日および2019年2月13日の細谷卓爾氏への聞き取りにもとづく。また細谷(2017)や奥野(1992: 221)も参照した。
- 6) とくに断りのない場合、本稿の記述は2017年10月4日、2018年1月15日、2月13日に得られた、細谷卓爾氏への聞き取り調査の結果と、その際に得られた本人作成資料にもとづいている。
- 7) 2018年2月13日、細谷卓爾氏への聞き取りの際に得られた手稿より引用(以下、細谷手稿)。第1期武村県政発足後の1970年代中盤に書かれたものと推測される。
- 8) 細谷手稿より引用。
- 9) ただし武村県政初期において、県政をゆるがす土地ころがし問題の解決こそが、その重要課題であった点は見逃せない。当時武村がいかなる手腕を発揮したかについては関根(2013)に詳しい。
- 10) 宮本・小林(1982)と君塚・黒岡(1982)は、琵琶湖反対の運動と武村県政および石けん運動の緊張関係を捉え、当時の経緯を詳しく追っている。

引用文献

- 旭化成守山労働組合, 2010, 「労働運動と社会運動——公害闘争と労災闘争の取り組み」化学産業複数組合連絡会議「組合潰しと闘いぬいた労働者たち——化学産業複数組合連絡会議30年の軌跡」アットワークス: 100-116.
- 大門信也, 2018, 「労働者たちのリサイクルせっけん運動——“born in 1977”の歴史的意味をめぐって」大門信也編『2017年度ゼミ共同調査報告書 生活者たちの「センタク」の記憶と未来——滋賀県における環境・地域づくりの取り組み』: 133-152.
- 花田昌宣・井上ゆかり・山本真尚友編, 2013, 『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日日新聞社.
- 細谷卓・水沢明, 1970, 「公害根絶と労働運動」『月刊合化』12(9): 43-56.
- 細谷卓爾, 1981a, 「滋賀県の運動の歴史」琵琶湖を考える会編『よみがえれ琵琶湖』6-16.
- , 1981b, 「草の根運動の論理——作られた常識への挑戦」琵琶湖を考える会編『よみがえれ琵琶湖』: 80-101.
- , 2017, 「わが人生に 悔いはなし」『政友』198: 85-91.
- 石井智幸, 1981, 「廃食油からの粉せっけんづくり」琵琶湖を考える会編『よみがえれ琵琶湖』: 54-79.
- Jonas, Hans, 1979, *Das Prinzip Verantwortung*:

- Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation.* Frankfurt/M, Neuauflage als Suhrkamp Taschenbuch. (=2010, 加藤尚武監訳『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み』〔新装版〕東信堂.)
- 君塚大学・黒岡千佳子, 1982, 「条例制定過程における住民運動と参加——琵琶湖富栄養化防止条例の場合」現代社会研究会編『環境・消費者問題をめぐる行政と住民——琵琶湖問題と合成洗剤問題』東京大学文学部社会学研究室: 24-43.
- 小形喜代太・大戸迫輝夫・松田哲成ほか, 2011, 「第二回チッソ労働運動史研究会記録」『水俣学研究』3: 149-182.
- 小森福則, 1973, 「逆オルグ」合化労連新日本窒素労働組合編『安賃闘争』: 223-228.
- 町村敬志, 1982, 「市町村レベルにおける「粉石けん使用推進県民運動」の展開——行政による「自発性の動員」と住民の主体性」現代社会研究会編『環境・消費者問題をめぐる行政と住民——琵琶湖問題と合成洗剤問題』東京大学文学部社会学研究室: 44-55.
- 宮本孝二・小林多寿子, 1982, 「琵琶湖総合開発計画への住民参加」現代社会研究会編『環境・消費者問題をめぐる行政と住民——琵琶湖問題と合成洗剤問題』東京大学文学部社会学研究室: 8-23.
- 湖南生協 10 年史編集委員会編, 1982, 『雑草のごとく——湖南生協 10 年のあゆみ』.
- 梶木優一郎, 2018, 「「湖南生協」へといたる途——細谷卓爾氏のライフヒストリーにもとづいて(1958-1972)」大門信也編『2017 年度ゼミ共同調査報告書 生活者たちの「センタク」の記憶と未来——滋賀県における環境・地域づくりの取り組み』: 57-74.
- 岡本達明, 2009, 「新日本窒素労働組合のあゆみ」熊
- 本学園大学水俣学研究センター編『新日本窒素労働組合旧蔵資料目録』熊本学園大学水俣学研究センター: 3-12.
- , 2015, 『水俣病の民衆史——闘争時代(上) 1957-1969』日本評論社.
- 奥野哲士, 1992, 『うまれるつながるひろがる——湖南消費生活協同組合の 20 年』草風館.
- 大橋松行, 1981, 「共闘形態における<滋賀方式>——組織過程論的視座からの分析」『佛教大學大学院研究紀要』9: 130-158.
- 折戸進彦・笠松優子・吉沢広祐・細谷卓爾, 1987, 「雨降って、地かたまる——紛糾の組織論を求めて」『Q——生活協同組合研究』創刊号: 65-84.
- 関根英爾, 2013, 『武村正義の知事力』サンライズ出版.
- Shklar, Judith N., 1989, "The Liberalism of Fear", Rosenblum, Nancy ed., *Liberalism and the Moral Life*, Harvard University Press: 21-38. → Hoffman, Stanley ed., 1998, *Political Thought and Political Thinkers*: The University of Chicago Press: 3-20. (= 2001, 大川正彦訳, 「恐怖のリベラリズム」『現代思想』29 (7): 120-139.)
- , 1990, *The Faces of Injustice*, New Haven: Yale University Press.
- 新日本窒素労働組合, 2010, 「安定賃金反対闘争を経て、水俣病と闘い、差別是正へ」化学産業複数組合連絡会議『組合潰しと闘いぬいた労働者たち——化学産業複数組合連絡会議 30 年の軌跡』アットワークス: 77-99.
- 脇田健一, 2001, 「地域環境問題をめぐる“状況定義のズレ”と“社会的コンテクスト”」『講座環境社会学第 2 巻——加害と被害の解決過程』: 177-206.

大門 信也 (ダイモン・シンヤ)
関西大学社会学部